

中央大学法学部通信教育課程

学生会千葉支部規約案

第1編 (千葉支部)

第1条 (目的)

本会は、法律学と、それに関連する一般教養科目等の学習を通じて、会員の一人一人が教養を深めることを目指すと共に、会員相互の親睦を図ることを目的とし、尚且つ次世代の学生に対して法律学に興味を持ってもらうことを目的とする。

第2条 (活動)

前条の目的を達するため、本会は以下の活動を行う。

- i 原則として、毎月、大学教員・弁護士等を招き、法律学ならびに一般教養科目等の学習会を行う。
- ii 親睦会など、本会の趣旨に相応しい行事を適宜行う。

第3条 (千葉支部会員)

本会は、可能な限り開かれた会務運営を目指し、入会及び退会には、第9条の規定に該当する場合を除き、原則として制限を設けない。尚、原則として入会については支部の行事に参加した時点で入会したものと推定し、年度毎に退会するものと推定する。但し、第10条以下の会員には本条は適用されない。

第4条 (会費)

- ①本会の会費は、各行事毎の参加費用のみとし、それ以外には、会員に対して入会金・月謝・年会費その他の金銭の負担は原則として課さない。但し、第10条以下の会員には本項は適用されない。
- ②会費の額は、各行事毎に運営費や参加人数などを勘案して、適宜決定する。
- ③徴収した会費は、講師の謝礼・会場費・通信費などの会務以外の目的には支出する事が出来ない。
- ④本会が受け取った寄付金については、寄付者の活用希望を最大限酌むものとする。その結果残金が発生した場合には、特別会費として計上し、通常の会費と同様の運用を行うものとする。

第5条 (役員)

- ①本会には、役員として会長(支部長)・会計・会計監査・南東地区会長、各1名を置く。
- ②本会には、必要に応じて、広報(白門・ホームページ・Twitter)・学習会係など、適宜の役員を置くことができる。
- ③事情により、役員は兼任することを妨げない。但し、会計・会計監査だけは、兼任出来ないものとする。
- ④役員は、毎年度毎に総会の決議によって選任する。

第6条 (役員の職責)

- ①会長は、本会を代表すると共に、これを統括する責任を負う。
- ②会計は、本会の財産を管理する責任を負う。
- ③会計監査は、会計及び南東地区会長の会計職務執行を監査する責任を負う。
- ④南東地区会長は、南東地区会を代表すると共に、地区会費を徴収し、過不足なく会計に引き渡す責任を負う。また、地区会において必要な経費を会計に請求し、支払いを行うと共に、その報告を行う責任も有する。

第7条 (支部総会)

- ①本会は、役員の選任や規約の改正その他の決議をするために、毎年2月に定時総会を開催する。
- ②前項に定める他、必要に応じて、会長は随時に臨時総会を開催することができる。
- ③総会の決議は、出席者の多数決によって行うものとする。
- ④総会開催日に出席出来ない者は、委任状(意見状)を提出する事によって、評決時に効力ある票として委任状を計算させる事が出来る。尚、委任状の書式は問わず口頭以外であれば、電子メール等によるものも認める。
- ⑤規約の改正その他の議題が無く、役員を現行のまま続投を望む者はその旨を記載した委任状を提出する事で、総会への参加を免除されると共に、同委任状の数が会員の過半数を超えた時点で、現行のまま変化なしとし、総会自体を開催しないこともできる。
- ⑥委任状を提出した場合に、内容を書き換えられ、自身の提出した内容の物と異なる場合は、その評決の無効を訴える事が出来る。
- ⑦総会評決の無効の訴えがあった場合、会長はその事実と内容を、評決参加者・委任状提出者に伝えなければならない。また、会長は、総会評決のやり直しが必要かどうか、全ての出席者に確認を取らなければならない。必要な場合速やかに日程を決めて実施しなければならない。
- ⑧総会評決に明らかな謀略が働いていると思われた場合、会計監査の求めにより、謀略の障害を取り除いた上で再度評決を行う事が出来る。

第8条 (禁止事項)

本会の活動において、会員は下記の行為を行ってはならない。

- i 政治的活動及び宗教的活動。
- ii 講師や他の会員の迷惑となるような、自分勝手な発言や乱暴な行為。
- iii 会場とする施設の使用規則に違反するなど、本会の外部に対して迷惑を及ぼす行為。
- iv 他の学生会支部の活動を妨害するなど、当該支部と本会の関係を著しく破壊し、今後の運営に支障をきたす可能性のある行為。
- v その他、著しく社会人としての良識に欠ける行為。

第9条 (強制退会)

前条の規定に違反する会員に対しては、本会は総会の決議をもって退会を求めることが出来る。

第2編 (千葉支部南東地区会)

第10条 (目的)

南東地区会は、千葉支部の制度上難しい問題を解決し、全体として発展させることを目的とする。

第11条 (活動)

- ①南東地区会の活動は本会に準じる。
- ②1項で定めたものの他に、学生会他支部との提携活動を行う。

第12条 (地区会員)

地区会は、可能な限り開かれた会務運営を目指し、入会及び退会には、第18条の規定に該当する場合を除き、原則として制限を設けない。尚、地区会への入会は、第13条記載の会費を納めた時点より始まり、原則として年度毎若しくは半期毎に退会したものと推定する。

第13条 (地区会費)

- ①地区会への入会は、年度毎若しくは半期毎に入会金を納めなければならない。
- ②地区会費の額は、本会の活動や他支部との提携活動に必要な額等を徴収する。
- ③徴収した会費は、本会の学習会費用や提携活動費用に充て、その他の用途では支出出来ない。
- ④地区会員は、本会の学習会の会費は支払済とみなす。

第14条 (地区会役員)

地区会の役員は、第5条に準じる。

第15条 (地区会役員の職責)

地区会の役員の職責は、第6条に準じる。

第16条 (地区会)

地区会の全ての決定は、本会総会にて決定する。但し、地区会員の求めがあり、本会総会にて必要と認められる場合、地区総会という形で地区会を実施出来る。

第17条 (禁止事項)

禁止事項は、第8条に準じる。

第18条 (強制退会)

強制退会は、第9条に準じる。

第3編 (雑則)

第19条 (適齢)

- ①本会及び地区会への入会適齢は、本会の目的に照らし、就学児以上とする。但し、未就学児については、会員の家族のみ一時的な参加として認める。
- ②行事運営の都合上、1項の規定では難しいと判断した場合、別途参加適齢を定めることが出来る。

第20条 (施行期日)

本規約は、2018年4月1日より効力を有し、それ以前は改定前規約により本会を運営する。

案作成日2017年8月17日

制定日